



安城市議会議員 石川つばさ通信 NO24

# 市政レポート



## 「住宅開発事業に関する陳情」

### 全会一致で採択

住吉町地内に建設が計画されている 20 階建マンション「(仮称)レゾンシティー安城住吉町」に関し、地域住民らが 12 月議会に提出した陳情(★)が全会一致で採択されました。

陳情書は「(同マンション)北東側住宅は、冬至日 1 日の住居内に日差しが入る時間が 2 時間程度となり、日照権の権利のある 4 時間を大幅に下回る。」「南側住宅とわずか 5m の距離で高さ 60m のマンションが建設され、風

害やプライバシーの侵害、圧迫感がある。」などの問題を指摘しています。

そのうえで、建設に市長が同意するにあたって、安城市住宅開発事業の**手続等に関する条例**に定められた「地域との調和のとれた快適な住環境の実現に寄与」するものか十分検討するよう促す内容となっています。

同条例は 2015 年 12 月議会で可決、2016 年 4 月に施行されたばかりで、今回の陳情は条例遵守を求めたにすぎません。仮に不採択となれば条例自体が空文化し、本件のみならず他の開発に対しても効力を失ってしまいます。

今後も事業者から近隣住民への説明が続きます。住民から出された要望を、一つでも多く取り入れる姿勢が求められます。

#### ★ 陳情

憲法等に規定されている住民の権利で、国や県、市などに対し希望や要望することを言います。議会で多数決にかけられ、賛成多数なら「採択」、反対多数なら「不採択」となります。



# 続・勤労福祉会館廃止問題

9月議会で突如、勤労福祉会館の廃止方針が示されると前回号でお伝えしました。賛否両論、多数のご意見を頂き、改めて議論が尽くされていないことが浮き彫りになりました。

## 結論ありき・・・？

11月5日には公開行政レビュー（事業仕分けの様なもの）が行われました。老朽化による維持管理費の増大や会館の設置目的に合わない利用が多いこと等を理由に、同会館は「廃止」と判定を下されました。

ただ、建物自体の解体を求める声は少なく、避難所や子育て施設など

、別の用途での活用を促す意見が多数出されました。これを受け市は、解体ありきでなく今後の在り方を検討すると締めくくりました。

ところが11月10日、議員に対し会館周辺で行う区画整理の整備方針（案）が提示されました。そこには、会館が記載されておらず、跡地に公園が描かれていました。レビューからわずか5日。解体という結論ありきだったのではと思わざるをえません。

## 作られた「廃止」

レビューで下された廃止判定ですが、これ自体にも問題があります。

というのも、評価員は市が用意したデータや説明を基に判断を下すこととなっています。市の説明では、平成37年度までに4000万円という多額の維持管理費がかかることが強調されました。

確かに安いものではありませんが、他の施設と同じ条件で比較するとどうでしょうか。

平成37年度までに必要な維持管理費

桜井公民館	1億3400万円
作野公民館	1億1600万円
東部公民館	8400万円

（安城市公共建築物保全計画より）

このように、規模や機能が似た地区公民館と比較しても修繕費が飛び抜けているわけではありません。会館の利用率が公民館よりも高いことを加味すれば尚更です。さらに、会館より古い文化センターは来年度より25億円かけて改修する予定となっています。

イメージ論を排し、議論を煮詰めることが必要です。現段階では、議論が不十分であると私は思います。

## 自転車ネットワーク一部計画変更

主要な鉄道駅を自転車道で結ぶ事業について、一部変更がありました。

安城駅から新安城駅までの路線は大東住吉線を通り、住吉町荒曾根交差点から分岐し、①住吉町交差点 ②今池小学校西交差点 をそれぞれ経由し新安城駅交差点に至る予定となっていました。

この内、②については道幅の問題などから実施しないこととなりました。

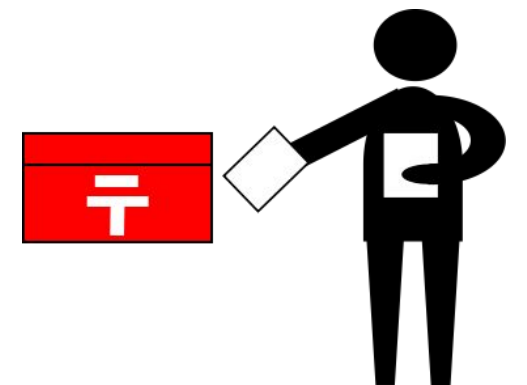
## レポート配布にご協力下さい

本市政レポートは、3月・6月・9月・12月の定例議会が終了するごとに発行しており、現在、配布のご協力をお願いしております。5部でも10部でも構いません。ご協力いただける方は、下記までご連絡ください。

電話 0566-98-6932

FAX 0566-98-6931

Mail [ishikawa2011@aria.ocn.ne.jp](mailto:ishikawa2011@aria.ocn.ne.jp)



## 勤労福祉会館に関するこれまでの流れ

9月 5日	議会で「会館廃止の方向」を突如表明。
11月 5日	公開行政レビューで「廃止」判定。ただし、別用途での利用求める声が多数。市も「今後の在り方を検討」と発言。
11月 10日	区画整理後の整備方針（案）提示。会館は解体、跡地に公園を建設する予定であることが発覚。
12月 5日	議会で「区画整理が会館の存廃に直接影響を及ぼすことはない。他の用途への転用の可能性、取り壊しも視野に入れ、検討する。」と苦しい答弁。

表紙に載せた陳情と同様に、住民が要望を行う権限として請願があります。今回は社会保障関連で3件の請願が提出され審議が行われました。

その1つに、年金積立金の株式への投入を制限するよう、市議会から国に意見書を提出してほしいという請願がありました。

言うまでもなく株は上がり下がりがあり、大損をする人も珍しくありません。国は現在、年金積立金の半分を株に投入しており、不安を感じている人は少なくありません。

実際、昨年度は5.3兆円、今年度の第一四半期も5.2兆円の赤字となっており、ギャンブル的な運用の是正を求める声があが

るのは当然と言えます。

しかし、「運用は長期的なものであり、短期的な株式の運用損で判断すべきではない。」という意見が大勢を占め、本請願は不採択になりました。

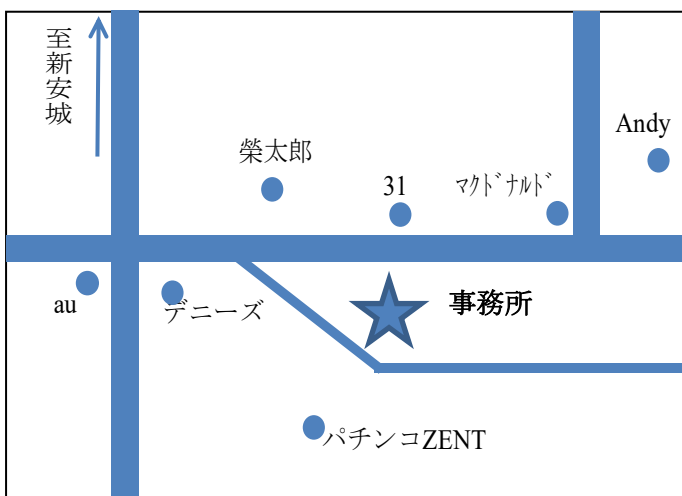
高度経済成長期の様な長期右肩上がりの時代ならともかく、今は**3歩進んで2歩下がる**を期待できる時代ではありません。

安倍首相自身も国会で「想定した利益が出ないなら当然支払いに影響する。給付に耐える状況にない場合は給付で調整するしかない。」と認めています。

つまり、「**株で損をしたら年金を減らす**」という宣言です。これでは、年金制度への不信が高まるのは当然です。

## 「年金資金の株への投入に制限を」

## 反対多数で不採択



### 石川つばさ事務所

安城市住吉町荒曾根 1-245 アラズビル2F 南

電話 0566-98-6932

FAX 0566-98-6931

メール [ishikawa2011@aria.ocn.ne.jp](mailto:ishikawa2011@aria.ocn.ne.jp)

当事務所では職場・家庭の問題や法律の相談も行なっております。お気軽にご相談ください。